

独立行政法人水資源機構分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 件 名 | 安否確認システム業務(オープンカウンター方式) |
| 2 施 行 場 所 | 千葉県八千代市村上3139 独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の営業区分「設備の保守・点検管理」に登録されている者で、営業品目が「警備」であり、かつ、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都に本店がある者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールによる。(※FAX番号及び電子メールアドレスは、4)に記載) なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 8 年 3 月 30 日 10:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵 鈴木 TEL 047-483-0722 FAX 047-483-0709 メールアドレス: nyukei_chiba@water.go.jp |
| 5) 担 当 者 | 経理課 岩淵 鈴木 |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令 和 8 年 3 月 26 日 10:00 まで |
| 7) 見積日時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見積回数 | 2回を限度とする。 なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月31日 10:00 までとします。 |
| 9) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。 ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認の都度、支払致します。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数値をご記入ください。 | |

仕様書交付受領書

| | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------------|-------|--------------|--|--|--|
| 宛 先 | 独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵 鈴木 宛 | | | | | | |
| | 電話番号 | 047-483-0722 | FAX番号 | 047-483-0709 | | | |
| 発信者 (※必須) | (会社名) | | | | | | |
| | (担当者名) | | | | | | |
| | 電話番号 | | FAX番号 | | | | |
| 件 名 | 仕様書等の交付依頼 | | | | | | |
| <p>以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。</p> <p>○見積依頼件名</p> <p style="text-align: center;">安否確認システム業務</p> <p>○くじ用数値</p> <p>くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="width: 30px; height: 30px;"></td><td style="width: 30px; height: 30px;"></td><td style="width: 30px; height: 30px;"></td></tr></table> <p>○見積辞退について</p> <p>仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾</p> <p>「千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p> | | | | | | | |
| | | | | | | | |

安否確認システム業務 仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所（以下「機構」という。）が実施する「安否確認システム業務」に適用する。

第2節 契約内容

（1）対象範囲

機構職員等、本業務で使用するシステムへの登録者全員を対象とする。
なお、システムへの登録者数は約80名である。

（2）内 容

受注者は、地震等の発生時に職員等の安否を確認するシステムを機構に提供するものとする。

（3）業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで。
なお、システムの使用期間は令和8年4月から令和9年3月までの12ヶ月とする。

第3節 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、受注者は関係法令に適合するよう適正な取扱いを図ることとする。

第4節 疑義等

本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合には、担当職員と協議し対応を決定する。

第2章 業務内容

第1節 業務内容

業務内容は次の条件を満たすものとする。

（1）安否確認

- ①職員等が保有する携帯電話等を利用した安否確認ができること。
- ②メールを利用した安否確認は、1人（1アカウント）あたり2つ以上のメールアドレスが登録可能であること。
- ③地震・台風等有事の際などに、管理者が実施すべき操作（安否確認等）を自動で行うことが可能であること。

- ④職員等の安否の自動集計等が可能であること。
- ⑤管理者が④の結果を携帯電話やP Cを使用して確認できること。
- ⑥管理者として人数約20名を登録できること。

(2) 連絡網

有事以外にも連絡網として使用することが可能であること。

(3) 登録

登録者の変更が可能であること。

(4) システムの管理

本業務に使用するシステムが有事の際にも機能するべくデータセンターを複数設置するなど安全性を確保していること。

第2節 その他

本仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議し決定するものとする。

— 以上 —